

改定の概要（平成26年度からの改定）

基本的な見直しの考え方

財政状況に関わらず、適正な受益者負担を確保していく観点から、「習志野市使用料、手数料等の単価の積算基準」に基づき、3年毎に定期的な見直しを実施するものです。

今回は、平成16年1月に策定した「積算基準」が、策定から年数が経過したことから、昨今の近隣市の状況を鑑みながら、減価償却費を原価計算に算入するなど、「積算基準」の見直しも併せ、使用料等の改正を行うものです。

なお、前回（平成23年度）の改正では、増減率が±5%未満のものは改正を見送りましたが、今回は、原則全て見直しの対象とします。

1. 今回、見直しをする主な使用料・手数料

使 用 料

（1）使用料条例の一部改正

- ① 市民会館使用料
- ② 公民館・コミュニティセンター・ゆうゆう館・市民プラザ使用料
- ③ 鹿野山少年自然の家使用料
- ④ 富士吉田青年の家使用料
- ⑤ 葬具使用料
- ⑥ 道路占用料（新規項目の追加）
- ⑦ 勤労会館使用料

（2）使用料条例以外の使用料の一部改正

- ① 海浜霊園管理料
- ② 下水道使用料
- ③ スポーツ施設使用料
- ④ 放課後児童育成料

手 数 料

（1）手数料条例の一部改正

- ① 習志野市民証交付手数料等の廃止

（2）手数料条例以外の手数料の一部改正

- ① 自転車等年間利用登録手数料
※名称変更（利用登録手数料→利用整理手数料）
- ② 一般廃棄物処理手数料
- ③ 診断書等証明書交付手数料（急病診療所・休日急病歯科診療所）

2. 今回、見直しをしない使用料・手数料

(1) 法令や千葉県条例等の規定する額に合わせる使用料・手数料で、基準となる規定の改正がないもの、等

(使用料)

① 保育所保育料、こども園保育料（児童福祉法の規定により設置する施設）、等
(手数料)

① 戸籍関係手数料 ② 高等学校入学料 ③ 入学検査料、等

(2) 現在、休止中の施設

(使用料)

① プラネタリウム使用料

(3) 今後、大幅な制度改革が予定されているため、見直しを見送るもの
非課税のため、消費税増税分についても見直しはありません。

(使用料)

① 幼稚園保育料、こども園保育料（学校教育法の規定により設置する施設）

3. 消費税増税分についてのみ、見直しをする使用料・手数料

(1) 独自の基準で積算しているもの

(使用料)

① 行政財産一時使用料
② 鷲沼霊堂管理料

(2) 指定管理者制度を導入し、利用料金制を採用している施設
使用料の見直しは、指定管理の更新時に行うこととしています。

(使用料)

① 谷津干潟自然観察センター（平成27年4月1日更新）
② 谷津バラ園（平成30年4月1日更新）

(3) 単に経費を受益者に転嫁すべきものではないと判断されるもの
〔下水道の普及に伴い、対象件数が減少するため〕

(手数料)

① し尿処理手数料
② 浄化槽汚泥処理手数料

4. 利用者の負担増に対する措置 → 1.5倍を上限とする

利用者の負担増に考慮し、改正の上限を従前の使用料・手数料の1.2倍としていましたが、近隣市の状況を鑑みながら、1.5倍に改正します。